

香川県報



号外

平成 17 年

1月28日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則 **（廃棄物対策課）** 一

規則

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第三号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表二中六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 放置自動車の処理に関する条例関係事務

1 当該職員に、放置自動車に警告書をはり付けさせ、又は放置自動車について調査をさせること。	○	
2 放置自動車を移動し、及び保管し、又はその旨を通知し、若しくは通知すべき内容を公示すること。	○	
3 放置自動車の所有者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。	○	
4 勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その措置をとるべきことを命ずること。	○	

附則

この規則は、平成十七年二月一日から施行する。

5 放置自動車を処分すること。

○

平成十七年一月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています